

三重県・三重大学 みえ防災・減災センター 防災啓発物品貸出に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、防災啓発物品の貸出について必要な事項を定め、三重県内の自主防災組織、自治会、企業、学校等が防災意識の向上のために行う防災活動への支援を目的とする。

(定義)

第2条 この要領で「防災啓発物品」とは、三重県・三重大学 みえ防災・減災センター（以下「センター」という。）が管理し、センターが貸出を行う別表一覧表にある品目をいう。

(借用手続)

第3条 防災啓発物品を借用しようとする者（以下「借用者」という。）は、防災啓発物品名、借用期間、使用目的、貸出・返却方法、団体名、所在地、担当者名、連絡先を明示して、事前に電話、ファックス又は、メールによりセンター長に申込みをしなければならない。

2 センター長は、前項の借用申込みについて適当と認めるときは、別記「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター啓発物品貸出簿」に必要事項を記載して貸出を行うものとする。

(禁止事項)

第4条 借用者は、次の各号に該当する利用をしてはならない。

- 1 営利並びに特定の政治活動及び宗教活動
- 2 第三者への転貸
- 3 防災啓発物品の本来の用途以外

(毀損等の届出)

第5条 借用者は、防災啓発物品を毀損、滅失又は亡失したときには、その事由を、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(損害賠償等)

第6条 借用者はその責に帰すべき事由により防災啓発物品を毀損、滅失又は亡失したときには、借用者の責任において原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(借用料、使用料)

第7条 防災啓発物品の借用料、使用料についてはこれを無料とする。ただし、搬送等に係る経費は借用者が負担しなければならない。

(貸出本数)

第8条 防災啓発物品のうちDVDについては、一度の貸出につき合計3本以内とする。

(貸出期間)

第9条 防災啓発物品の貸出期間は、原則として、配送に要する日を含め連続する15日間以内とする。ただし、15日間を超える場合は、センターと協議のうえ期間を設定するものとする。なお、返却日が、センターの休日にあたる場合は、その翌日に返却しなければならない。

(搬送)

第10条 防災啓発物品の受取及び返却においては、借用者が直接来所しなければならない。ただし、遠隔地等における使用に限り、第7条に基づき、センターの指定する方法による業者配送も可能とする。

附 則

この要領は、平成30年5月31日から適用する。